

日行連発第1417号
平成28年3月28日

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
総務部
部長 山田 美之

改正犯罪収益移転防止の周知リーフレットデータ等の送付について

平成28年10月1日より、改正犯罪収益移転防止法が施行され、マネー・ロンダリング、テロ資金供与防止のために「取引時の確認方法等」が一部改正されます。

本会に対しても総務省自治行政局行政課より、添付のとおり警察庁作成の改正法周知データの提供がございましたので、各単位会におかれましては、所属会員に対する周知徹底をお願いいたします。

なお、本会ホームページにおいても本件に関して掲載いたしますことを申し添えます。
以上、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

以上

<送付データ>

「改正犯罪収益移転防止法」周知リーフレット・ポスターの各データ

平成28年10月1日施行

改正 犯罪収益移転防止法

顔写真のない
本人確認書類は？

マネー・ローンダリング、
テロ資金供与防止のため

“取引時の確認方法”等が
改正されます。
ご協力、お願いします。

2種類提示を
してもらうなどの
対応が必要です！

① “顔写真のない”本人確認書類[※] について

[※]健康保険証 国民年金手帳 児童扶養手当証書 母子健康手帳 など

「健康保険証」等の顔写真のない本人確認書類を
使用する場合は、提示に加え、その他の書類の
提示を行うなど、追加の対応が必要です。

② 法人の“実質的支配者”について

“議決権の保有その他の手段”により、当該法人を支配する
「自然人」まで遡って確認します。

③ 法人の“取引担当者の確認” について

取引担当者が“正当な取引権限を持っていること”の
確認に、「社員証」は使えず委任状等が必要になります。
また、「登記事項証明書」は、取引担当者が
“代表権を有する場合のみ”使用できます。

また、以下の取引についても改正がありますのでご協力をお願いします。

- マネー・ローンダリングの疑いがあると認められる取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引についても取引時確認が必要となります。
- 1回当たりの取引の金額を減少させるために、取引を分割したことが一見して明らかである場合についても取引時確認が必要となります。
- 外国の重要な公的地位にある者等との取引がハイリスク取引に追加されます。

※ハイリスク取引とはマネー・ローンダリングのリスクが高い取引のことを指します。また、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況も確認が必要です（司法書士等士業者を除く）。

確認が必要な事業者と確認が必要な取引

確認が必要な事業者	確認が必要な取引
金融機関等	・預貯金口座等の開設 ・200万円を超える大口現金取引 ・10万円を超える現金送金 など
ファイナンスリース事業者 ※リース会社がすでに保有している物品を顧客に賃貸するものは、法律の対象外です。	1回に支払うリース料が10万円を超えるファイナンスリース契約の締結
クレジットカード事業者	クレジットカード契約の締結
宅地建物取引業者	宅地建物の売買契約の締結またはその代理もしくは媒介
宝石・貴金属等取扱事業者	代金の支払いが現金で200万円を超える宝石・貴金属等の売買契約の締結
郵便物受取サービス業者(私設私書箱)	役務提供契約の締結
電話受付代行業者(電話秘書)	役務提供契約の締結 ※電話による連絡を受ける際に代行業者の商号等を明示する条項を含む契約の締結は除く。 ※コールセンター業務等の契約の締結は除く。
電話転送サービス事業者	役務提供契約の締結
司法書士	以下の行為の代理または代行を行うことを内容とする契約の締結 ・宅地または建物の売買に関する行為または手続 ・会社等の設立または合併等に関する行為または手続 ・200万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理・処分 ※租税、罰金、過料等の納付は除く。 ※成年後見人等裁判所または主務官庁により選任される者が職務として行う他人の財産の管理・処分は除く。 ※任意後見契約の締結を除く。
行政書士	
公認会計士	
税理士	
弁護士	※司法書士等の他の士業者の例に準じて、日本弁護士連合会の会則で定めるところによります。

◎上記以外に、マネー・ロンダリングの疑いがあると認められる取引その他顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引についても取引時確認が必要です。また、1回当たりの取引の金額を減少させるために、取引を分割したことが一見して明らかである場合についても取引時確認が必要です。

虚偽申告の禁止について

顧客および法人取引、代理人取引などで実際に取引を行っている取引担当者は、事業者が取引にあたり確認を行う際に、本人特定事項を偽ってはいけません。本人特定事項を隠ぺいする目的で本人特定事項を偽った場合には、罰則が適用されます。

事業者の免責について

事業者は、顧客および法人取引、代理人取引などで実際に取引を行っている取引担当者が確認に応じないときは、確認に応じるまでの間、取引に係る義務の履行を拒むことができます。

記録の作成・保存について

事業者が確認を行った場合には、確認記録を作成し、7年間保存する必要があります。また、取引に関する記録についても作成し、7年間保存する必要があります。

各事業者の方のお問い合わせ先

金融機関等	金融庁 金融サービス利用者相談室 TEL.0570-016-811(ナビダイヤル) 03-5251-6811(IP電話から)
ファイナンスリース事業者	経済産業省 商務情報政策局 商取引・消費経済政策課 消費経済企画室 TEL.03-3501-1511(代表)(内線:4281)
クレジットカード事業者	経済産業省 商務情報政策局 商取引監督課 TEL.03-3501-1511(代表)(内線:4191)
宅地建物取引業者	宅地建物取引業の免許を受けている国土交通省の各地方整備局もしくは北海道開発局、または都道府県の担当部局
宝石・貴金属等取扱事業者	宝石商 経済産業省 商務情報政策局 生活文化創造産業課 日用品室 TEL.03-3501-1705(直通)
	貴金属商 経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課 TEL.03-3501-1511(代表)(内線:4701)
	古物商 都道府県警察本部の古物営業・質屋営業担当課
郵便物受取サービス業者	経済産業省 商務情報政策局 商取引監督課 TEL.03-3501-1511(代表)(内線:4191)
電話受付代行業者	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政課 TEL.03-5253-5111(代表)(内線:5487)
電話転送サービス事業者	

犯罪による収益の移転防止に関する法律の詳細については、警察庁 犯罪収益移転防止対策室(JAFIC)のホームページをご覧ください。
<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

このパンフレットに関するお問い合わせは

TEL.03-3581-0141

警察庁 刑事局 組織犯罪対策部
組織犯罪対策企画課 犯罪収益移転防止対策室
〒100-8974 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

平成28年10月1日施行

改正 犯罪収益移転防止法

取引時の確認方法等が一部改正されます。



警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省
厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省

マネー・ローンダリング、テロ資金供与防止のため、取引時の確認方法等が一部改正されます。

※朱書きの箇所が、今回の改正事項です。

取引時の確認事項とその書類

取引時の確認にあたり、運転免許証など公的証明書が必要となります。

確認に利用できる書類の主な例は以下のとおりです。

なお、通常の取引とハイリスク取引とで、確認方法が異なる事項がありますので、ご注意ください。

確認事項	通常の取引	ハイリスク取引
① 本人特定事項 ●個人 氏名・住所・生年月日 ●法人 名称・所在地	以下の本人確認書類 ●個人の場合 ・運転免許証、運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・在留カード、特別永住者証明書 など ●法人の場合 ・登記事項証明書 ・印鑑登録証明書(名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの) など	通常の取引に際して確認した書類 + 上記以外の本人確認書類
② 取引を行う目的	申告	通常の取引と同じ
③ 職業(個人) 事業内容(法人)	●個人:申告 ●法人:定款、登記事項証明書 など	通常の取引と同じ
B ④ 実質的支配者(議決権の保有その他の手段により当該法人を支配する自然人(全ての法人に存在))	代表者等からの本人特定事項の申告	株主名簿 有価証券報告書 など + 代表者等からの本人特定事項の申告
⑤ 資産及び収入の状況(ハイリスク取引で、200万円を超える財産の移転を伴う場合に限る。)	-	●個人の場合 ・源泉徴収票 ・確定申告書 ・預貯金通帳 など ●法人の場合 ・貸借対照表 ・損益計算書 など

◎有効期限のある書類の場合は、事業者が提示または送付を受ける日において有効である必要があります。また、有効期限のない書類の場合は、事業者が提示または送付を受ける日の前6ヶ月以内に作成されたものに限り、提示または送付を受け、現在の住居を確認する必要があります。

留意事項 確認を行うにあたり、顧客または取引担当者の住居が本人確認書類と異なる場合には、他の本人確認書類、納税証明書、社会保険料領収書、公共料金領収書等(領収日付の押収または発行年月日の記載のあるもので、提示または送付を受ける日の前6ヶ月以内のものに限り、提示または送付を受け、現在の住居を確認する必要があります。)

確認方法

●個人の場合

取引時の確認事項のうち、①から④(司法書士等士業者は①のみ)について確認を行います。代理人取引の場合には、実際に取引を行っている取引担当者の本人特定事項の確認が必要です。

◎対面取引では

(1) 運転免許証、在留カード、旅券(パスポート)等顔写真のある官公庁発行書類の提示並びに(2) 取引の目的及び職業の申告を受ける

A (1) 健康保険証、国民年金手帳等の提示並びに (2) 取引の目的及び職業の申告を受ける

+ 本人確認書類に記載の住所に取引関係文書を転送不要郵便等で送付する または 提示を受けた本人確認書類以外の本人確認書類等の提示または送付を受ける

(1) 住民票の写し等の提示並びに (2) 取引の目的及び職業の申告を受ける

+ 本人確認書類に記載の住所に取引関係文書を転送不要郵便等で送付する

◎非対面取引(インターネット、郵送等)では

(1) 本人確認書類またはその写しの送付並びに (2) 取引の目的及び職業の申告を受ける

+ 本人確認書類に記載の住所に取引関係文書を転送不要郵便等で送付する

●法人の場合

取引時の確認事項のうち、①から④(司法書士等士業者は①のみ)について確認を行います。あわせて、実際に取引を行っている取引担当者の本人特定事項の確認が必要です。

C 取引担当者が正当な取引権限を持っていることの確認に社員証は使用できず委任状等が必要になります。また、登記事項証明書は取引担当者が代表権を有する場合のみ使用できます。

◎対面取引では

登記事項証明書、印鑑登録証明書等本人確認書類の提示
取引の目的の申告
定款等事業内容が確認できる書類
実質的支配者に関する本人特定事項の申告

+ 実際に取引を行っている取引担当者の本人確認書類の提示

◎非対面取引(インターネット、郵送等)では

登記事項証明書、印鑑登録証明書等の本人確認書類またはその写しの送付
取引の目的の申告
定款等事業内容が確認できる書類
実質的支配者に関する本人特定事項の申告

+ 実際に取引を行っている取引担当者の本人確認書類 またはその写しの送付

+ 法人と実際に取引を行っている取引担当者の両方の本人特定事項の住所等に、取引関係文書を転送不要郵便等で送付

●日本国内に住居を有しない短期滞在者

(観光客など)であって、旅券等で本国における住居を確認することができない場合

◎対面取引のみ

住居の確認ができない限り、本人確認が必要な取引は原則として行うことができませんが、外貨両替、宝石・貴金属等の売買等については、氏名・生年月日に加え、国籍・番号の記載のある旅券、乗員手帳の提示を受けることで取引が可能です。

※上陸許可の証印等により、その在留期間が90日間を超えないと認められるときは、日本国内に住居を有しないことに該当します。

ハイリスク取引時の確認

マネー・ローンダリングのリスクの高い取引(ハイリスク取引※)を行う際には、改めて確認が必要です。また、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況の確認も必要です(司法書士等士業者を除く)。

※ハイリスク取引とは、以下に該当する取引を言います。

- ・過去の契約の際に確認した顧客等または代表者等になりすまして疑いがある取引。
- ・過去の契約時の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引。
- ・イラン・北朝鮮に居住、所在する者との取引。
- ・外国の重要な公的地位にある者等との取引。

取引時確認完了